

## 第7回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時：2020年4月28日（火）

午後2時から

場所：愛知県本庁舎6階 正庁

### 1 挨拶

### 2 議題

(1) 県民へのメッセージについて

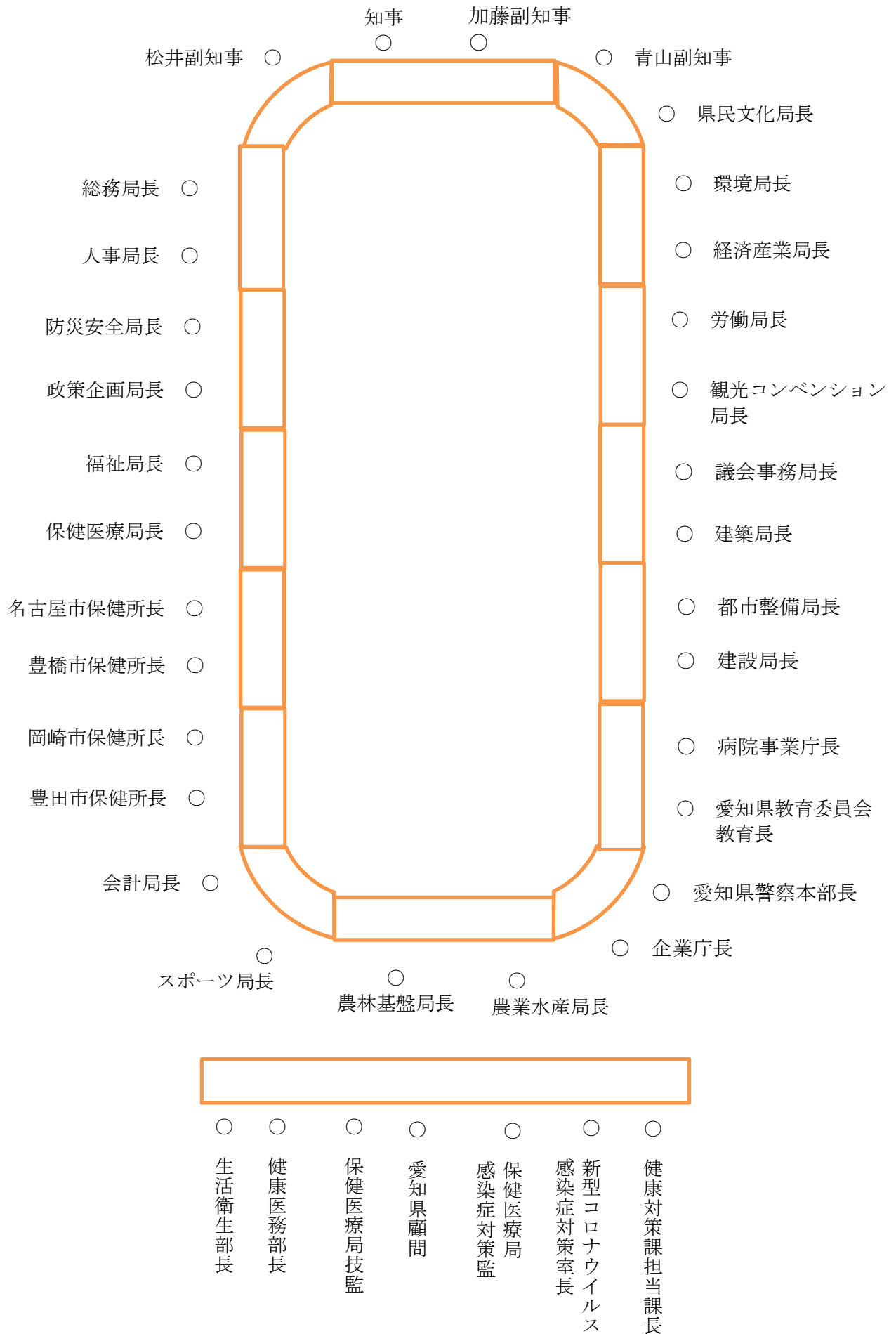
(2) その他

日時：2020年4月28日（火）

午後2時

場所：愛知県庁本庁舎 6階 正庁

### 第7回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



# 大型連休を迎えて 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、県民の皆様の生命と健康を守ることを最優先に、スピード感を持ち、感染防止対策に取り組んでおりますが、大型連休を迎え、改めてお願いを申し上げます。

県民の皆様には、特に、不要不急の帰省や旅行など、県外への移動を自粛していただきますようお願いいたします。また、県内の移動も極力控えていただき、やむを得ず外出する場合も、「密閉」「密集」「密接」の「三つの密」を避ける行動を強くお願いいたします。

事業者の皆様には、感染のリスクが高く、感染拡大の原因となる可能性が高い施設等に対して、休業等の協力をお願いしております。個別施設の休業や営業時間の短縮、催し物の開催の自粛にご協力いただくよう、強くお願いいたします。

多くの人が集まるスーパー等では「あいちの買い物ルール」への協力をお願いいたします。利用客の皆様には、少人数や短時間の利用の徹底等を、事業者の皆様には、混雑時の入場制限や人と人との距離確保等を、また、開店から1時間程度を高齢者・障害者等の皆様の優先時間として、ご配慮をお願いいたします。

この難局を乗り越えるため、県民の皆様、医療関係者、市町村、事業者の皆様など全ての皆様と一致協力して、オール愛知で、感染症の拡大を防止し、克服していきたいと思っております。

二週間先のあいちを決めるのは皆様の行動です。大切な家族、大切な同僚、共に地域で暮らす人々を守るため、心を強く、お互いに優しく。切にご協力をお願いいたします。

2020年 4月28日

愛知県知事 大村 秀章

## 各局の対応等説明資料

1	保健医療局	1
2	防災安全局	9
3	経済産業局	25
4	教育委員会	27
5	県民文化局	33
6	福祉局	35
7	農業水産局	39
8	建設局	41
9	都市整備局	47



○検査陽性者の状況

2020年4月27日19時現在

(注) 検査実施人数には県内において疑い例または患者の濃厚接触者として検査を行ったものについて掲載

検査実施人数※1	陽性者数※2	入院中			施設入所	退院	転院	死亡
		軽症・中等症	重症					
6,890人	471人	189人	183人	6人	28人	220人	3人	31人

Aクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中			施設入所	退院	転院
	軽症・中等症	重症				
37人	0人	0人	0人	0人	37人	0人

Bクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中			施設入所	退院	転院
	軽症・中等症	重症				
55人	4人	4人	0人	0人	51人	0人

Cクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中			施設入所	退院	転院
	軽症・中等症	重症				
25人	8人	8人	0人	1人	16人	0人

Dクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中			施設入所	退院	転院
	軽症・中等症	重症				
10人	4人	4人	0人	5人	1人	0人

Eクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中			施設入所	退院	転院
	軽症・中等症	重症				
18人	13人	13人	0人	0人	5人	0人

Fクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中			施設入所	退院	転院
	軽症・中等症	重症				
17人	14人	14人	0人	2人	1人	0人

Gクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中			施設入所	退院	転院
	軽症・中等症	重症				
12人	10人	10人	0人	2人	0人	0人

Hクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中			施設入所	退院	転院
	軽症・中等症	重症				
22人	20人	20人	0人	2人	0人	0人

県外由来の陽性者の状況

陽性者数	入院中			施設入所	退院	転院
	軽症・中等症	重症				
37人	12人	11人	1人	0人	22人	3人

海外由来の陽性者の状況

陽性者数	入院中			施設入所	退院	転院
	軽症・中等症	重症				
20人	6人	6人	0人	0人	14人	0人

その他の陽性者の状況

陽性者数	入院中			施設入所	退院	転院
	軽症・中等症	重症				
187人	98人	93人	5人	16人	73人	0人

※1 検査実施人数については、発表時点での把握数。

※2 陽性者数については、中国人渡航者を除く。また、再感染については、含めない。

## 愛知県内における新型コロナウイルス 遺伝子検査件数

2020年4月27日15時現在

検査日	検査件数（件）	陽性者数（人）
1月30日（木） ～3月1日（日）	639	30
3月2日（月） ～3月8日（日）	689	48
3月9日（月） ～3月15日（日）	812	41
3月16日（月） ～3月22日（日）	1,121	22
3月23日（月） ～3月29日（日）	1,003	23
3月30日（月） ～4月5日（日）	1,155	61
4月6日（月） ～4月12日（日）	1,614	102
4月13日（月）	121	6
4月14日（火）	290	10
4月15日（水）	251	12
4月16日（木）	251	14
4月17日（金）	305	10
4月18日（土）	280	19
4月19日（日）	136	10
4月20日（月）	181	10
4月21日（火）	349	17
4月22日（水）	255	17
4月23日（木）	225	10
4月24日（金）	205	10
4月25日（土）	213	1
4月26日（日）	123	1
計	10,218	474

\* 愛知県分（愛知県衛生研究所等）及び保健所設置市分（名古屋市衛生研究所等）の合計

\* 民間施設等の検査件数及び陽性者数を含んでいます（発表時点での把握数）。

\* 4月26日19時現在からの変更は下線部分です。

\* 【参考】 疑い例または患者の濃厚接触者として検査実施した人数は計6,890人。

2020年4月22日（水）  
愛知県保健医療局健康医務部医務課  
医務グループ  
担 当 三寄、松永  
内 線 3170、3171  
ダイヤル 052-954-6274

## 「新型コロナウイルス感染症対策：愛知県医療従事者応援金」を創設します

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる入院医療機関の医療従事者を応援するため、本県独自の「応援金」を創設します。

**1 名 称** 新型コロナウイルス感染症対策：愛知県医療従事者応援金

**2 交付対象** 新型コロナウイルス感染症患者が入院した医療機関

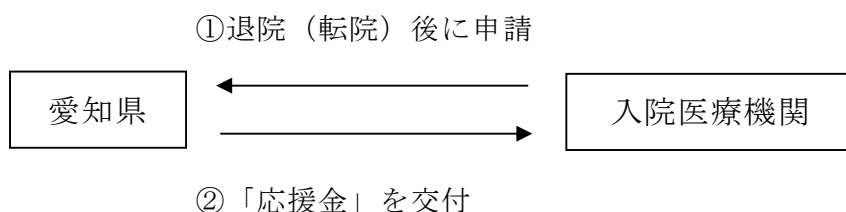
〈使途の例示〉

- ・ 新型コロナウイルスに感染した患者又はその疑いのある患者に対応した職員に対して支払う手当
- ・ 職員が家族の感染の防止のためホテル等に宿泊した費用に対する手当
- ・ 妊娠中の職員、学校が臨時休業となった小学生の子を持つ職員、濃厚接触者となったため自宅待機する職員の代替え職員の賃金等
- ・ 患者の増加に伴い増員した職員の賃金等

※県内入院患者 1 例目まで遡って適用し交付対象とする

**3 交付額** 入院患者 1 人当たり（軽症・中等症）：100 万円  
人工呼吸器を装着又は ICU で対応した場合（重症）：200 万円  
ECMO（体外式膜型人工肺）を装着した場合（重篤）：400 万円

**4 交付時期** 入院患者の症状により交付額が異なるため、退院（転院）後に入院医療機関からの申請を受け、県から交付





## 「愛知県医療従事者応援金」の創設

新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる入院医療機関の医療従事者（医師、看護師、臨床検査技師等）の処遇改善を促進するため、独自の「応援金」を創設。

# 交付対象 新型コロナウイルス感染症患者が入院した医療機関

(県内入院患者1例目まで遡って適用)

## 交付額 入院患者1人当たりの交付額

[  
・ 軽症・中等症：100万円  
・ 重症：200万円  
・ 重篤：400万円

## 使用の例示

- ・ 新型コロナウイルスに感染した患者等に  
対応した職員に対して支払う手当
- ・ 職員が家族の感染防止のためホテル等に  
宿泊した費用に対する手当
- ・ 妊娠中の職員、濃厚接触者となったため  
自宅待機する職員等の代替職員の賃金等
- ・ 患者の増加に伴い増員した職員の賃金等

2020年4月22日(水)  
愛知県総務局財務部財政課  
財政第2グループ  
担当 水野・岩花  
内線 2150・2145  
(ダイヤルイン)052-954-6044

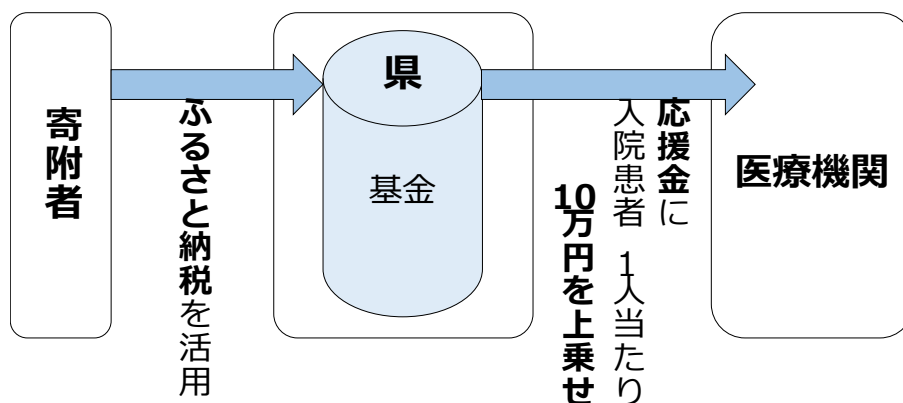
## 皆様からの寄附により「新型コロナウイルス感染症対策：愛知県医療従事者 応援金」への上乗せを実施します

### ○実施目的

いただいた寄附により、「新型コロナウイルス感染症対策：愛知県医療従事者  
応援金」(入院患者1人当たり100～400万円)に入院患者1人当たり10  
万円を上乗せし、医療従事者の処遇改善を促進します。

### ○寄附の募集

- ・個人、法人に関わらず、広く募集します。
- ・5月後半からの募集を予定しています。
- ・個人の方からの寄附についてはふるさと納税の活用を検討しています。  
(返礼品は予定しておりません。)



※ 寄附の受入れ方法等については検討中であり、準備が整い次第、改めてご案内します。



## 新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態措置

「新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)」及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年4月16日変更。以下「国対処方針」という。)」に基づき、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」として、以下により「愛知県緊急事態措置」を実施する。

### ■ 1. 措置を実施する期間

- 2020年4月10日(金)から5月6日(水)まで

### ■ 2. 措置の対象とする区域

- 愛知県全域

### ■ 3. 実施する措置の内容

#### (1) 県民の外出の自粛（特措法第45条第1項）

- 生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛を強く要請する。特に、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛について、強く要請する。
- また、やむを得ず外出する場合でも、「密閉」「密集」「密接」を避ける行動を徹底することや、テレワークや時差出勤などに努めることを呼びかける。
- 特に、大型連休期間に向け、地域の移動の自粛、大規模イベントの自粛、県外への移動の自粛を強く要請する。
- また、観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等、適切な対応を要請する。

#### (2) 事業者への休業協力要請(施設の使用停止及び催物の開催の停止要請)（特措法第24条第9項）

- 特措法第24条第9項に基づき、別表1-①及び別表1-②に示す、感染リスクが高く、感染拡大の原因となる可能性の高い施設等に対し、4月17日(金)から5月6日(水)までの20日間、休業等の協力要請を行う。
- 床面積の前項にあてはまらない別表2の施設についても、特措法によらない施設の使用の休業等の協力を依頼する。
- また、別表3に示す県民の生活や社会活動の維持に必要な施設は、基本的に休止を要請しないが、適切な感染防止対策の協力を要請するとともに、食事を提供する施設等については、営業時間短縮の協力を要請する。
- 県立学校については5月6日(水)までを臨時休業とし、市町村立及び私立の学校についても休業を要請する。
- なお、特措法第45条第2項、第3項、第4項に基づく要請、指示、公表については、国に協議の上、外出の自粛及び前項までの休業協力要請等の効果を見極めつつ、専門家の意見も聞いた上で行うものとする。

(3) 臨時の医療施設における医療の提供（特措法第48条・第49条）

- 新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制「愛知方式」では、医療崩壊を防ぐため、重点医療機関等に入院の必要な中等症の患者を集团的に受け入れるとともに、重症者に対しては、高度医療を提供できる治療体制を確保し、軽症者や症状がない患者については、自宅や宿泊施設等での安静・療養を原則としている。
- 「愛知方式」による医療の提供にあたって、必要が生じた場合は、法に基づき臨時の医療施設における医療の提供、そのための土地・建物の使用を行う。

(4) 緊急物資の運送（特措法第54条）

- 必要に応じ、緊急事態措置の実施に必要な物資、医薬品、医療機器などの輸送を、指定公共機関である輸送事業者に要請する。

(5) 物資の売り渡しの要請（特措法第55条）

- 必要に応じ、緊急事態措置の実施に必要な食料、医薬品などの物資について、所有者に対して売り渡しを要請する。

(6) 生活関連物資等の価格の安定等（特措法第59条）

- 必要に応じ、国や市町村と連携し、県民の生活に関わる物資・役務の価格の高騰や、供給不足が生じないよう関係事業者団体等に対して要請する。

■ 4. 緊急事態措置を円滑に行うための取組み

(1) 県民・事業者への周知

- 緊急事態措置の実施にあたり、知事から、県民・事業者**に強くアピールし、理解と協力を求める。**
- ホームページ、SNS などあらゆる媒体を活用し、県が行う緊急事態措置の周知に努める。
- 施設の利用制限の措置を行う場合は、関係団体等を通じて、周知する。

(2) 緊急事態措置に伴う影響への対応

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者等に対して、「愛知県新型コロナウイルス感染症緊急対策」や国の緊急経済対策に基づく施策などにより、きめ細かな支援に努める。
- 県の休業協力要請に応じて、要請期間中、休業要請と営業時間短縮の要請に全面的に協力いただける地元中小事業者に対し、市町村と連携して協力金を交付する。
- 中小・小規模企業総合相談窓口等により、売り上げ不振を始めとする県民や事業者からの社会経済面の相談に対応する。

(3) 医療面での対策

- 患者受け入れ等の医療提供体制の強化、検査体制の充実、相談体制の整備や情報提供など、県民の皆様の生命と健康を守る取り組みを引き続き進める。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、入院協力医療機関や帰国者・接触者外来への設備整備への支援を行う。
- 感染症指定医療機関等の負担軽減のため、新型コロナウイルス感染症の軽症者が療養を行う宿泊施設を開設する。

#### (4) 県民生活への対策

- 県民の皆様が目線で、休業・失業等による収入減少世帯への支援や、学校の臨時休業等の対応支援に取り組む。
- 学校の臨時休業時におけるオンライン授業を活用した子供たちの学びを保障できる環境を整備する。

#### (5) 経済対策

- 日本一の集積を誇る本県のモノづくり産業を支える中小企業の皆様を始め、農業・建設業・観光業など、幅広い産業に関わる方々が直面する苦境を乗り越えられるよう、資金繰りへの支援や需要拡大等の取組を行う。
- 実質無利子、無担保、保証料ゼロの新たな融資制度を創設し、一段と業況が悪化する中小・小規模事業者の借換や長期資金のニーズに対応する。

#### (6) 市町村との連携

- 本緊急事態措置を市町村に周知し、県民の外出の自粛の要請など、緊急事態措置の実施に協力を求める。

#### (7) 海外からの帰国者への対応

- 帰国後に咳や発熱等の症状が出た場合は、帰国者・接触者相談センターに相談するよう周知する。

#### (8) 県の実施体制

- 緊急事態措置の実施期間中、県民や事業者等の疑問や不安に対応するため、ワンストップで対応する「県民相談窓口(コールセンター)」を開設する。
- 県が主催するイベントの開催や県民利用施設の再開等については、適時適切に判断する。
- 緊急性のない業務の休止や延期、縮小などを徹底し、全庁を挙げて、緊急事態措置を含めた新型コロナウイルス対策を推進する。

### ■ 5. 県民の皆様、事業者の皆様へのお願い

#### (1) 外出自粛のお願い

- 県民の皆様に対して、医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛を要請いたします。いわゆる「3つの密」がそろう場への外出や集まりへの参加について自粛を要請いたします。
- 特に、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く要請いたします。
- 大型連休期間に向け、人の移動を最小化するため、地域の移動の自粛、大規模イベントの自粛、県外への移動の自粛を強く要請いたします。

#### (2) 休業協力のお願い

- 事業者の皆様に対して、感染リスクが高く、感染拡大の原因となる可能性の高い施設等の休業等へ協力を要請いたします。
- 県民の生活や社会活動の維持に必要な施設には、基本的に休止を要請しませんが、適切な感染防止対策の協力を要請するとともに、食事を提供する施設等については、営業時間短縮の協力を要請いたします。



(3) 生活必需品の物資確保についてのお願い

- 生活必需品などの物資の確保について、事業者の皆様には県民が安心して購入できる環境を整えていただくとともに、県民の皆様には冷静な対応をお願いします。

(4) 医療従事者への風評被害についてのお願い

- 医療崩壊を起こさないためにも、感染症対策に取り組む医療従事者が差別等をされないよう、ご理解とご協力をお願いします。

別表2. 特措法によらない協力依頼を行う施設

①床面積の合計が 1,000 ㎡以下の下記の施設

施設の種類	要請内容	内訳
大学・学習塾等	床面積の合計が 1,000 ㎡超の施設に対する施設の使用	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※但し、床面積の合計が 100 ㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
博物館等	停止及び催物の開催の停止	博物館、美術館、図書館
ホテル又は旅館	要請(休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
商業施設	要請(休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が 100 ㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

別表1. 基本的に休止を要請する施設

① 床面積の合計によらない下記の施設 (特措法第 24 条第 9 項)

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場、ライブハウス 等
運動施設、遊技施設		体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
劇場等		劇場、観覧場、映画館、演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
文教施設		学校(大学等を除く。)

② 床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>を超える下記の施設 (特措法第 24 条第 9 項)

施設の種類	要請内容	内訳
大学・学習塾等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等
博物館等		博物館、美術館、図書館
ホテル又は旅館		ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗

別表3. 基本的に休止を要請しない施設

※(3)「適切な感染防止対策」の協力を要請(特措法第24条第9項)

(1) 社会福祉施設等

施設の種類	要請内容	内訳
社会福祉施設等	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請	保育所、学童クラブ等
	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)

(2) 社会生活を維持する上で必要な施設

(「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更)を踏まえた整理)

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設		病院、診療所、薬局等
生活必需物資販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請、営業時間短縮の協力要請	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※ 営業時間の短縮の協力要請 営業時間短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請。(宅配・テイクアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設		ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等)等
工場等		工場、作業場等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係等

(3)適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設へ入場防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の従業員の出勤を停止</li> <li>・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の来訪者の入場を制限</li> </ul>
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約 2 m間隔の確保)</li> <li>・換気を行う(可能であれば、2 つの方向の窓を同時に開ける)</li> <li>・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)</li> </ul>
飛沫防止、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li> <li>・来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行</li> <li>・店舗、事務所内の定期的な消毒</li> </ul>
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自動車・徒歩等による出勤の推進)</li> <li>・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)</li> <li>・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限</li> </ul>

■施設対象一覧(事業者の方へ)

種類	施設	1,000㎡超	100㎡超 ~ 1,000㎡以下	100㎡以下
遊興施設等	キャバレー	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ			
	ダンスホール			
	バー			
	個室付浴場業に係る公衆浴場			
	ヌードスタジオ			
	のぞき劇場			
	ストリップ劇場			
	個室ビデオ店			
	ネットカフェ			
	漫画喫茶			
	カラオケボックス			
	射的場			
	勝馬投票券発売所			
場外車券売場				
競艇場外発売場				
ライブハウス				
運動施設 遊技施設	体育館	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	水泳場			
	ボーリング場			
	スポーツクラブなどの運動施設			
	マージャン店			
	パチンコ屋			
	ゲームセンターなどの遊技場			
劇場等	劇場	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	観覧場			
	映画館			
	演芸場			
集会・ 展示施設	集会場	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	公会堂			
	展示場			
	博物館	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼
	美術館			
	図書館			

種類	施設	1,000㎡超	100㎡超 ~ 1,000㎡以下	100㎡以下
文教施設	学校(大学等を除く)	原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請	原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請	原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
大学・ 学習塾等	大学	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼	営業を自粛していただきたいが、様々な事情から営業を継続する場合には、適切な感染防止対策を求める
	専修学校			
	各種学校などの教育施設			
	自動車教習所			
	学習塾			
ホテル 又は旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催物の開催の停止など適切な対応について協力を依頼	営業を自粛していただきたいが、様々な事情から営業を継続する場合には、適切な感染防止対策を求める
	生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗			
社会福祉施設等	保育所	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請
	学童クラブ			
	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	保健医療サービス提供施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)			
医療施設	病院	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	診療所			
	薬局			

種類	施設	1,000㎡超	100㎡超 ~ 1,000㎡以下	100㎡以下
生活必需物資販売施設	卸売市場	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	食料品売り場			
	百貨店における生活必需物資売場			
	ホームセンターにおける生活必需物資売場			
	スーパーマーケットにおける生活必需物資売場			
	コンビニエンスストア			
食事提供施設	飲食店 (居酒屋含む) (宅配・テイクアウト含む)	適切な感染防止対策の協力要請  営業時間の短縮要請 (宅配・テイクアウト除く)	適切な感染防止対策の協力要請  営業時間の短縮要請 (宅配・テイクアウト除く)	適切な感染防止対策の協力要請  営業時間の短縮要請 (宅配・テイクアウト除く)
	料理店 (宅配・テイクアウト含む)	※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請	※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請	※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請
	喫茶店 (宅配・テイクアウト含む)			
住宅・宿泊施設	ホテル	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	旅館			
	共同住宅			
	寄宿舎			
	下宿			
交通機関等	バス	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	タクシー			
	レンタカー			
	鉄道			
	船舶			
	航空機			
	物流サービス（宅配等）			
工場等	工場	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請	適切な感染防止対策の協力要請
	作業場			



種類	施設	1,000㎡超	100㎡超 ~ 1,000㎡以下	100㎡以下
金融機関・ 官公署等	銀行	テレワークの一層 の推進要請  適切な感染防止対 策の協力要請	テレワークの一層 の推進要請  適切な感染防止対 策の協力要請	テレワークの一層 の推進要請  適切な感染防止対 策の協力要請
	証券取引所			
	証券会社			
	保険			
	官公署			
	事務所			
その他	メディア	適切な感染防止対 策の協力要請	適切な感染防止対 策の協力要請	適切な感染防止対 策の協力要請
	葬儀場			
	銭湯			
	質屋			
	獣医			
	理美容			
	ランドリー			
	ごみ処理関係			

【問い合わせ先】

《愛知県・新型コロナウイルス感染症に関する県民相談総合窓口(コールセンター)》

電話番号：052-954-7453

開設時間：9時～17時(土日祝日含む毎日)

※おかけ間違いにご注意ください。

## あいちの買い物ルール 「県民の皆様へ」

- ① 少人数
- ② 短時間
- ③ 咳エチケット等の徹底
- ④ 混雑時を避ける
- ⑤ 買いだめや買い急ぎはしない
- ⑥ 毎日の利用はしない

## あいちの買い物ルール

### 「スーパー等事業者の皆様へ」

- ① 混雑時の入場制限
- ② 人と人との距離の確保
- ③ 共用部の消毒・手指衛生
- ④ レジ前のパーティション

# あいちの買い物ルール

## 「高齢者・障害者などへの配慮」

**開店から1時間程度は、  
高齢者、障害者、妊婦、  
ヘルプマークの皆様の買物時間  
ご協力をお願いします！**

## 公園利用のお願い

- ① 少人数**
- ② 混雑を避ける**
- ③ 人と人との距離を適切に**

2020年4月28日(火)  
 愛知県防災安全局防災危機管理課  
 危機管理・国民保護グループ  
 担当 岡田、福西  
 内線 2505、2506  
 ダイヤルイン 052-954-6143

## 休業協力要請に応じていただけない個別施設(パチンコ店)への 法第45条に基づく「要請」について

愛知県では、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を図るため、4月16日(木)に、感染リスクが高く、感染拡大の原因となる可能性の高い施設等に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、4月17日(金)から5月6日(水)までの20日間、休業(施設の使用停止)の協力を要請し、既に県内の多数の施設でご協力をいただいているところです。

一方で、休業協力要請に応じていただけない個別施設(パチンコ店)があり、県内各地域から多数のご意見が寄せられているため、4月24日(金)に、個別施設を訪問し、改めて協力を要請したところです。

これ以降も、毎日、現地確認し訪問・架電による要請を続けておりますが、感染症のまん延につながる可能性もあることから、再三の要請にも応じていただけない個別施設については、法第45条の規定に基づく「要請」を行うことといたしました。

については、本日午後、現地確認の上、営業を継続している施設に対し書面により「事前通知」を行います。

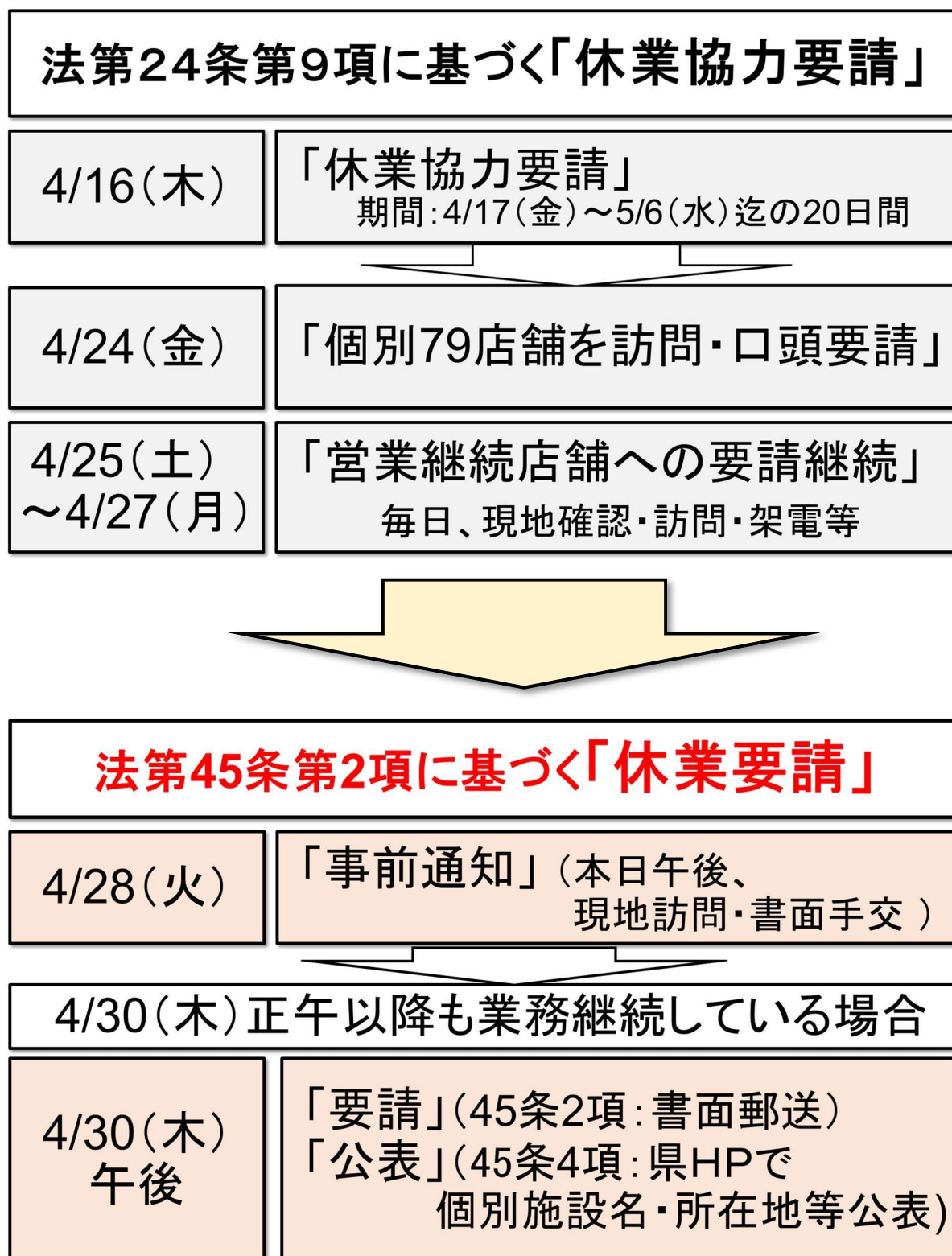
事前通知でお知らせした期限以降も業務継続が認められれば、法第45条第2項に基づく「施設の使用停止(休業)」を要請し、同上第4項の規定に基づき本県の Web ページにおいて対象施設の名称・所在地等を公表いたします。

### 1 休業協力要請に応じていただけない個別施設数(パチンコ店)の推移

(単位:店舗)

地域名	施設数	休業協力要請に応じていただけない施設数				
		4/23 (木)	4/24 (金)	4/25 (土)	4/26 (日)	4/27 (月)
名古屋市	148	20	11	10	10	8
尾張	117	16	12	11	11	4
海部	20	6	5	3	3	2
知多	48	8	9	9	9	5
西三河	117	19	23	20	19	12
新城設楽	4	0	0	0	0	0
東三河	60	10	12	12	12	8
合計	514	79	72	65	64	39
	増減		-7	-7	-1	-25
	比率	15.4%	14.0%	12.6%	12.5%	7.6%

2 法第45条の「要請」の流れ



## 経済産業局の対応

### 1 「愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金」の創設

本県の休業要請・休業協力依頼に応じて、全面的に協力いただける事業者に対し、市町村と連携して協力金を交付

【交付額（定額）】50万円（県25万円、市町村25万円）

### 2 医療物資の調達

寄付又は有償で、医療物資（マスク、防護服、フェイスガード等）を提供していただける事業者を募集（4月17日から）

＜実績＞寄付 58件、有償※ 230件（4/22現在、※有償は情報提供件数）

### 3 相談窓口の開設（「中小・小規模企業総合相談窓口」における相談対応）

県機関、県内商工会議所・商工会等、約100カ所に設置する相談窓口で、中小・小規模企業や事業基盤の弱いフリーランスを含む個人事業主に対して、資金繰り、経営等に関する相談対応・情報提供を実施

＜相談実績＞8,290件（2/3～4/22の累計）

期間	2/3～2/5	2/6～2/12	2/13～2/19	2/20～2/26	2/27～3/4	3/5～3/11
件数	11件	11件	98件	86件	406件	1,190件
期間	3/12～3/18	3/19～3/25	3/26～4/1	4/2～4/8	4/9～4/15	4/16～4/22
件数	765件	759件	675件	1,033件	1,485件	1,771件

### 4 県融資制度の拡充

（1）「新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設（5月1日～12月31日）

- ・一定の要件を満たす場合、当初3年間を実質無利子
- ・無担保
- ・信用保証料の全額又は半額免除
- ・信用保証協会に対する損失を県が全額補償（条件変更による増額分は事業者負担）
- ・融資枠 4,000億円

## (2) 「新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金」の創設 (3月9日から)

東日本大震災対応の際の「ガンバロー資金」と同等の融資制度を新設

- ・ 県が契約時の信用保証料を全額負担 (年 0.38%～年 1.74%)
- ・ 原則、無担保
- ・ 信用保証協会に対する損失を県が全額補償
- ・ 融資枠 2,000 億円

融資実績 (保証承諾ベース・4月22日時点)	5,309 件	959 億円
------------------------	---------	--------

## (3) 「サポート資金 (セーフティネット)」の拡充 (3月2日から)

### ①セーフティネット保証4号の発動

国が本県を含む47都道府県を突発的災害(自然災害等。今回は新型コロナウイルス感染症がこれに当たる。)の影響を受けた地域として指定

融資実績 (保証承諾ベース・4月22日時点)	2,125 件	501 億円
------------------------	---------	--------

### ②セーフティネット保証5号の業種の追加指定

国が全国的に業況の悪化している業種として、2020年度第1四半期においては738業種を指定(4月10日現在。3月6日以降、宿泊業、飲食業、乳製品製造業、理容・美容業、飲食料点小売業、老人福祉・介護事業等を順次追加)

融資実績 (保証承諾ベース・4月22日時点)	329 件	85 億円
------------------------	-------	-------

## (4) 「サポート資金 (大規模危機対応)」の取扱い開始 (3月13日から)

国の保証制度である危機関連保証に対応。大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応として実施される危機関連保証の認定を受けた中小企業者が対象

融資実績 (保証承諾ベース・4月22日時点)	387 件	146 億円
------------------------	-------	--------

## (5) 「サポート資金 (経営あんしん)」の拡充 (2月18日から)

売上高について、1か月間の減少実績、かつ、その後の2か月間の減少見込みがあれば制度の利用が可能となるよう、融資条件を緩和

融資実績 (保証承諾ベース・4月22日時点)	503 件	55 億円
------------------------	-------	-------

2020年4月24日（金）  
愛知県教育委員会保健体育課  
振興・保健グループ  
担当 齋藤、山下  
内線 3921、3922  
ダイヤル 052-954-6793  
愛知県県民文化局学事振興課  
私学振興室  
認可グループ  
担当 藤井、長井  
内線 2470、2471  
ダイヤル 052-954-6188

## 学校の臨時休業期間の延長について

愛知県及び愛知県教育委員会は、学校の臨時休業期間について、2020年4月10日（金）に、新型コロナウイルス感染症愛知県緊急事態措置に基づき、5月6日（水）まで延長することとしたところですが、4月16日（木）に国の緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されて以降も、依然として、国内及び県内の感染者数は増え続けており、予断を許さない状況です。ついては、県立学校の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長し、6月1日（月）に学校を再開することとします。

ただし、今後の県内の感染状況等を踏まえ、変更する場合があります。

このことについて、本日付で別添1により県立学校に通知します。また、別添2により各教育事務所経由市町村教育委員会へ要請し、別添3により私立学校へ通知します。

県立学校においては、臨時休業中は、下記の点に留意し、適切に対応することとします。また、円滑な学校再開に向けて、5月21日（木）以降を学校再開準備期間とすることを予定しており、その準備内容については、改めて通知します。

### 記

- 1 原則として、登校日は設定しないこととするが、設定する場合には、必要最小限に留めること
- 2 特別支援学校においては、真にやむを得ない児童生徒について、自主登校教室の設定など児童生徒の安全な居場所を確保する体制を整え、保護者等との連携を密にして対応すること
- 3 部活動や補習等は引き続き自粛すること





2教保第113-1号  
令和2年4月24日

各県立学校長 殿

愛知県教育委員会事務局長

県立学校の臨時休業期間の延長について（通知）

臨時休業期間については、令和2年4月10日付け2教保第70-1号「新型コロナウイルス感染症対策 愛知県緊急事態措置に基づく臨時休業期間の延長について」により、令和2年5月6日（水）まで延長することとしたところです。

4月16日に国の緊急事態宣言が全国に拡大されて以降も、依然として、国内及び県内の感染者数は増え続けており、予断を許さない状況であることから、県立学校の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長し、6月1日（月）に学校を再開することとします。

ただし、今後の県内の感染状況等を踏まえ変更する場合があります。

各学校においては、幼児児童生徒に周知するとともに、臨時休業中は、下記の点に留意し、適切に対応してください。

なお、円滑な学校再開に向けて、5月21日（木）以降を学校再開準備期間とすることを予定しており、その準備内容については、改めて通知します。

記

- 1 原則として、登校日は設定しないこととするが、設定する場合には、必要最小限に留めること
- 2 特別支援学校においては、真にやむを得ない児童生徒について、自主登校教室の設定など児童生徒の安全な居場所を確保する体制を整え、保護者等との連携を密にして対応すること
- 3 部活動や補習等は引き続き自粛すること

担当 保健体育課 振興・保健グループ（山下）  
高等学校教育課 教科・定通指導グループ（鶴見）  
特別支援教育課 指導グループ（尾野）  
電話 052-954-6793（保健体育課<sup>タ</sup>ヤルイン）  
052-954-6787（高等学校教育課<sup>タ</sup>ヤルイン）  
052-954-6798（特別支援教育課<sup>タ</sup>ヤルイン）

2教保第113-2号  
令和2年4月24日

各教育事務所長・支所長 殿

愛知県教育委員会事務局長

市町村立学校の臨時休業期間の延長について（要請）

臨時休業期間については、令和2年4月10日付け2教保第70-2号「新型コロナウイルス感染症対策 愛知県緊急事態措置に基づく臨時休業期間の延長について」により、令和2年5月6日（水）まで延長することとしたところです。

4月16日に国の緊急事態宣言が全国に拡大されて以降も、依然として、国内及び県内の感染者数は増え続けており、予断を許さない状況であることから、県立学校の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長し、6月1日（月）に学校を再開することとなりました。

ただし、今後の県内の感染状況等を踏まえ変更する場合があります。

なお、県立学校においては、臨時休業中は、下記の点に留意し、適切に対応することとし、また、円滑な学校再開に向けて5月21日（木）以降を学校再開準備期間とすることを予定しており、その準備内容については、改めて通知することとしております。

については、管内市町村教育委員会に対し、市町村立学校についても同様の対応とするよう要請してください。

また、小学校「自主登校教室」については、これまでと同様、市町村の実情に応じて適切に対応していただくよう、併せて周知してください。

記

- 1 原則として、登校日は設定しないこととするが、設定する場合には、必要最小限に留めること
- 2 特別支援学校においては、真にやむを得ない児童生徒について、自主登校教室の設定など児童生徒の安全な居場所を確保する体制を整え、保護者等との連携を密にして対応すること
- 3 部活動や補習等は引き続き自粛すること

担当 保健体育課 振興・保健グループ（山下）  
義務教育課 教科指導・人権教育グループ（野田）  
電話 052-954-6793（保健体育課ダイヤル）  
052-954-6799（義務教育課ダイヤル）

2 学振第 1 8 4 号  
令和 2 年 4 月 2 4 日

各私立幼稚園設置者 様  
各私立小・中・高等学校・中等教育学校設置者 様  
高等課程を持つ各私立専修学校設置者 様

愛知県県民文化局長  
( 公 印 省 略 )

臨時休業期間の延長について (通知)

臨時休業期間については、令和 2 年 4 月 1 0 日付け 2 学振第 1 0 3 号「新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言に基づく臨時休業等の要請について」により、令和 2 年 5 月 6 日 (水) まで延長することとしたところです。

4 月 1 6 日に国の緊急事態宣言が全国に拡大されて以降も、依然として、国内及び県内の感染者数は増え続けており、予断を許さない状況であることから、愛知県教育委員会から、別添のとおり、県立学校の臨時休業期間を 5 月 3 1 日まで延長することが通知されました。

つきましては、私立学校設置者においても、教育委員会の通知を参考に、適切に対応していただきますようお願いいたします。

なお、幼稚園については、臨時休業を行う場合でも、保護者が、医療従事者である場合、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者である場合などについては、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、預かり保育等を実施してください。

また、小学校においては、真にやむを得ない児童について、自主登校教室の設定など児童の安全な居場所を確保する体制を整え、保護者等との連携を密にして対応してください。

担 当 県民生活部学事振興課  
私学振興室認可グループ  
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 1 8 8  
F A X 0 5 2 - 9 7 1 - 9 8 8 9  
E メール shigaku@pref.aichi.lg.jp

**学校における新型コロナウイルス感染症対策（教育委員会）**  
**4月10日以降の動き**

2020/4/27現在

日付	国の動き	日付	県の動き
		4月10日	愛知県緊急非常事態措置に基づき、 <b>臨時休業期間の延長</b> について教育事務所・支所、県立学校に通知 <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年5月6日（水）までとする。</li> </ul>
		4月13日	「新型コロナウイルス感染防止を図るための <b>教職員の時差勤務の拡大実施及び在宅勤務の実施</b> について」を各県立学校、教育事務所に通知
		4月15日	「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う幼稚園の対応について」を市町村教育委員会に通知 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭で保育可能な方等は利用自粛をお願いするなど、各地域の実情に応じて適切に実施。</li> </ul>
		4月16日	「 <b>県立学校にオンライン授業を導入</b> します」県立学校にオンライン授業導入に向けたステップ、小中学校のICT教育環境充実への支援について記者発表
4月17日	全都道府県が非常事態宣言対象区域となる		
		4月24日	「 <b>学校の臨時休業期間の延長</b> について」を教育事務所・支所、各県立学校に通知 <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時休業期間を5月31日（日）まで延長し、6月1日（月）再開とする。</li> </ul>
		4月27日	「新型コロナウイルス感染症に係る幼稚園の対応について」を市町村教育委員会に通知 <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園の利用自粛期間を、5月31日まで延長することを依頼。</li> </ul>

## 愛知県緊急事態宣言後における私立学校の 新型コロナウイルス感染症対策について

- **愛知県緊急事態宣言に基づく臨時休業等の要請について(4月10日)**  
緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、臨時休業の期間を5月6日(水)までとすること、登校日は必要最小限とすること、部活動・補習等は自粛することについて、私立小・中・高等学校・中等教育学校・専修学校高等課程へ依頼(教育委員会と同様の対応)
- **感染症の拡大に伴う私立幼稚園の対応について(4月15日)**  
保育所等において、職員や園児の感染者の発生が続き、感染拡大の懸念が高まってきたことから、緊急事態措置の期間中(5月6日(水)まで)は、家庭で保育が可能な園児については、登園を自粛するよう私立幼稚園へ依頼(福祉局、教育委員会と同様の対応)
- **感染症対策に係る休業協力要請について(4月17日)**  
4月16日(木)の「休業協力要請」に基づき、4月17日(金)から5月6日(水)まで休業協力を専修・各種学校へ依頼  
また、私立大学・短期大学については、愛知県私立大学協会及び愛知県私立短期大学協会へ、休業協力の周知を依頼
- **臨時休業期間の延長について(4月24日)**  
国内及び県内の感染者の状況から、教育委員会が県立学校の臨時休業期間を5月31日(日)まで延長すると決定したことを受け、教育委員会の通知を参考に適切に対応するよう、私立小・中・高等学校・中等教育学校・専修学校高等課程へ依頼
- **感染症対策に係る私立幼稚園の対応について(4月27日)**  
4月15日付けで依頼した家庭で保育が可能な園児の登園自粛期間を、5月31日(日)まで延長するよう私立幼稚園へ依頼(福祉局、教育委員会と同様の対応)



## 愛知県緊急事態宣言後における保育所等の 新型コロナウイルス感染症対策について

- **愛知県緊急事態宣言に基づく保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等の対応について（4月10日）**

愛知県緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、保育の提供規模を縮小のうえ、事業を継続するよう、市町村へ依頼。
- **感染症の拡大に伴う保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等の保育の提供の縮小について（4月15日）**

緊急事態措置の期間中（5月6日まで）は、やむを得ず家庭での保育が困難な方に限り保育を実施するなど、可能な限り規模を縮小のうえ、事業を継続するよう、改めて市町村へ依頼。
- **医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応について（4月20日）**

医療従事者等の確保のため、子どもの預け先がなくなることで医療従事者等が自宅待機、休職又は離職せざるをえないような状況が発生しないよう、また、偏見や差別により医療従事者等の子どもの預かりが拒否されることがないよう、市町村へ依頼。
- **学校の臨時休業期間の延長に伴う放課後児童クラブの対応について（4月24日）**

県教育委員会が学校の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長するよう市町村教育委員会へ要請したことを受け、放課後児童クラブについて、感染防止対策を行った上で、午前中から開所する等、子どもの居場所の確保に適切に対応するよう、市町村へ依頼。
- **感染症対策にかかる保育所、認定こども園及び放課後児童クラブ等の対応について（4月27日時点）（4月27日）**

国内及び県内の感染者の状況から、保育所等の規模縮小期間について、5月31日まで延長するよう、市町村へ依頼。



# 「生活福祉資金貸付制度」における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、愛知県社会福祉協議会において生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金（生活支援費）」を活用し、特例措置による貸付を実施

- 1 貸付窓口 県内の市区町村社会福祉協議会(69ヶ所)  
県内の労働金庫（東海労働金庫本店営業部、20支店）  
【4月30日（木）～】  
※ 労働金庫は緊急小口資金のみの対応であり、郵送対応のみの取扱い（申込書・返信用封筒等を窓口で配布し、後日投函の取扱い）となる
- 2 貸付期間 2020年3月25日（水）～7月31日（金）（終了日は予定）
- 3 貸付制度の概要

## （1）緊急小口資金

〔一時的な資金が必要な方〕  
〔主に休業された方〕

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等（※）の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	同左

※ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

## （2）総合支援資金（生活支援費）

〔生活の立て直しが必要な方〕  
〔主に失業された方〕

	本則	
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	（二人以上）月20万円以内 （単身）月15万円以内 貸付期間：原則3月以内	同左
据置期間	6月以内	1年以内
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	無利子

- 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる見込み

県は、令和元年度2月議会補正予算で、県社会福祉協議会への貸付原資としての補助金（18億3百万円）を決定（令和2年度5月臨時議会でも追加補正を予定）

## ◎貸付決定件数・貸付決定金額の状況（確定値）

月日	決定件数	決定金額	備考
3/25～4/23	5,542件	90,102万円	全て緊急小口資金

# インターネットカフェ等への休業要請に伴う宿泊施設の確保に向けた事業者の募集について

福祉局福祉部地域福祉課

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としての「愛知県緊急事態宣言」に基づく休業要請に伴い、インターネットカフェや漫画喫茶の休業により、利用者が当該施設を利用できなくなることが予想される。

このため、対応策として、低額な宿泊料で利用が可能な宿泊施設の提供に協力いただける宿泊事業者を募集し、宿泊施設リストを県ホームページに掲載し、インターネットカフェ等の利用者に紹介する。

## 1 宿泊事業者の募集

### (1) 募集要件

以下のいずれの事項も満たす宿泊施設

- ・愛知県内に所在すること
- ・宿泊料（素泊まり）1泊3,500円以下（消費税を除く）での利用が可能であること
- ・少なくとも2020年5月6日（水）まで宿泊施設の提供が可能であること

### (2) 募集期間

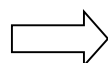
2020年4月17日（金）から2020年5月6日（水）まで

### (3) 応募方法

県地域福祉課Webページの専用フォーム又はFAXによる応募

## 2 宿泊施設の紹介

提供情報（宿泊施設の名称・所在地・申込用電話番号・提供可能な客室数・提供期間・1泊当たりの宿泊料金・ホームページのURL）を順次、県地域福祉課のWebページで紹介



4月24日（金）現在 **38施設・1,107室**を確保。

## 3 宿泊施設の利用

利用者から宿泊施設に直接申込の上、利用  
宿泊料は利用者負担



新型コロナウイルスに関する本県農林水産業への影響と現状の対応

項目	主な影響（関係団体等への聞き取り）と対応状況
花き	<p>○ 国の緊急事態宣言後の外出自粛や生花店の休業による発注の見送りなどで、本県の主力品目の市場単価は、4月中旬も暴落が続く。 （キク、バラ、カーネーションの市場単価は前年比約4～5割の下落）</p> <p>○ 相対契約についても、バイヤー側の経営状況が悪化しているため、既に結んだ契約についても契約数量等の見直しを強く求められている状況。</p> <p>○ 産地は、上位等級の商品以外について産地廃棄を余儀なくされている。 ⇒ 国と県が利子補給を行い、当初5年間実質無利子・無担保・無保証料で借り入れできる農業近代化資金について、融資枠を拡大（30億→60億） ⇒ 花の生産、流通団体等と協力して、県内の生花店から高齢者福祉施設に直接あいちの花をお届けする事業を実施</p>
つまもの	<p>○ 家庭需要も見込める大葉は4月中旬の販売金額が前年比約2割の下落。</p> <p>○ 料亭や居酒屋等の業務需要が中心の菊葉やエディブルフラワーは、出荷調整を行うなどしているものの4月中旬の単価が前年比で5割程度安い。 ⇒ 農業近代化資金について、融資枠を拡大</p>
水産物	<p>○ 旅館宿泊や各種宴会等の中止・縮小や、都市部での消費減により、活魚で水揚げされる高級魚を始め、全般に単価が下落している。 【主な市場聞き取り結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南知多町豊浜漁協：全般に通常の5～6割安。特にヒラメ、サワラ、マダイなど高級魚で下落傾向が強い。</li> <li>・南知多町篠島漁協：シラスは品質が良く単価の下落は見られないが、鮮魚は6～7割安</li> <li>・西尾市西三河漁協：平均で3割安、ヒラメやクルマエビは4割安。</li> <li>・蒲郡漁協：アカムツ等高級魚は6割安、メヒカリ等他の魚は4～5割安。</li> </ul> <p>○ 潮干狩りは団体客がほとんどキャンセルとなり、休止したところも多い。 ⇒ 国と県が利子補給を行い、当初5年間実質無利子・無担保・無保証料で借り入れできる漁業近代化資金について、融資枠を拡大（8億→16億）</p>

<p><b>肉類</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 牛肉は、外食需要の低下で和牛や交雑種の枝肉価格が低下し、4月中旬以降の単価は和牛が通常価格の4割程度、交雑種が3割程度下落。</li> <li>○ 名古屋コーチンについては、価格は大きく変動していないものの、販売量が減少したことから在庫が増加している状況。</li> </ul>
<p><b>その他 国の主 な対策</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 売上が前年同月比50%以上減少している農業法人等に対して、経済産業省の「持続化給付金」により、200万円（個人事業者100万円）を給付。</li> <li>○ 入国規制による技能実習生等外国人人材の不足等に対応するため、他産業従事者や学生等の多様な人材が援農・就農する際の活動費を農業経営体に対して支援。（時給500円程度補助として農林水産大臣会見発言）</li> <li>○ 野菜・花き・果樹・茶などの高収益作物について、次期作で作型転換等に取り組む生産者に対して、10a当たり5万円を交付。</li> <li>○ 在庫の停留等が生じている品目（牛肉、果物等）を学校給食へ提供するなどの販売促進の取組を行う農業団体等に対して補助金を交付。</li> </ul>

2020年4月27日（月）  
愛知県建設局  
河川課管理グループ  
担 当 伴野、鈴木  
内 線 2722、2723  
ダイヤル 052-954-6552  
砂防課業務・管理グループ  
担 当 新井、松元  
内 線 2743、2750  
ダイヤル 052-954-6558  
港湾課港湾管理グループ  
担 当 山中、熊崎  
内 線 2762、2763  
ダイヤル 052-954-6564

## 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた河川、 港湾等における対応について

現在、愛知県が管理する河川、海岸、砂防、港湾及び漁港（以下「河川等」という。）の緑地等オープンスペースについては、散歩等が可能な場として、利用できることとしています。

これらオープンスペースの中には、今月末からの大型連休を控え、多数の人が密集する可能性がある場所があるため、下記のとおり県民の皆様の一層の御協力について別添（例）を現地に掲示する等、啓発を図ります。

### 記

#### 1 掲示場所

河川等のバーベキュー、サーフィン、魚釣り等の利用により、多数の人が密集する可能性があるオープンスペース

##### 掲示場所の例

- ①河川（古<sup>ふ</sup>川<sup>つて</sup>水辺公園（豊田市、矢作川）、木瀬ダムの広場（豊田市、木瀬川））
- ②砂防（白川砂防堰堤（豊田市、白川））
- ③港湾（三河港大塚海浜緑地（蒲郡市））

#### 2 掲示期間

2020年5月31日（日）まで

今後の感染の広がりなどの状況によっては、掲示期間を延長する場合があります。

#### 3 その他

なお、赤羽根漁港及び豊浜漁港豊浜地区の入口については、特にサーフィンや魚釣りの利用者等、多数の人が密集する可能性があるため、地元市町等との協議を踏まえ、4月27日（月）からバリケード等の設置により、利用制限をかけることとします。

# 河川の利用における 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた

## お願い

- ① 少人数
- ② 混雑を避ける
- ③ 人と人との距離を適切にとる

愛知県〇〇建設事務所 維持管理課

TEL 012-345-6789

2020年4月17日（金）  
愛知県建設局  
港湾課港湾管理グループ  
担 当 山中、熊崎  
内 線 2762、2763  
ダイヤル 052-954-6564

## 新型コロナウイルス感染症に係る港湾 ・漁港における緊急経営支援策について

愛知県は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため「愛知県緊急事態宣言」を発出しました。

このことを踏まえ、下記のとおり県が管理する港湾・漁港施設使用料等の支払を猶予します。

### 記

#### 1 対象使用料

港湾 : 港湾施設使用料、入港料、水域占用料

漁港 : 漁港施設使用料、水域占用料

#### 2 対象者

港湾・漁港を利用する者のうち、今回の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、使用料等を納期限内に納めることが困難となり支払の猶予の申し出のあった者（※個人、法人いずれも対象）

#### 3 支払猶予期間

2020年4月17日（金）から9月末日までのそれぞれの納期限について、6か月支払を猶予する。

#### 4 開始日

2020年4月17日（金）から支払猶予の受付を開始します。

#### 5 申し込み方法

各港湾・漁港を所管する関係建設事務所又は各港務所まで、お問い合わせください。

#### 6 お問い合わせ先

裏面のとおり



お問い合わせ先

港湾名	漁港名	所管事務所名	電話番号
師崎港 河和港 富具崎港	豊浜漁港 篠島漁港 師崎漁港	愛知県知多建設事務所	0569-21-3231
吉田港 東幡豆港	一色漁港 西幡豆漁港	愛知県西三河建設事務所西尾支所	0563-56-0145
伊良湖港 福江港	知柄漁港 福江漁港	愛知県東三河建設事務所	0532-52-1311
衣浦港 常滑港	大浜漁港	愛知県衣浦港務所	0569-21-2451
三河港	形原漁港 三谷漁港 赤羽根漁港	愛知県三河港務所	0532-31-4155

2020年4月28日  
建設局航空空港課

○中部国際空港 航空旅客数 利用実績 (2019年度)

	2月速報値	3月速報値	4~3月計(速報値)
国際線 (前年比)	328,300人 (66%)	64,700人 (11%)	6,197,582人 (102%)
国内線 (前年比)	492,073人 (101%)	277,125人 (47%)	6,402,334人 (102%)
計 (前年比)	820,373人 (83%)	341,825人 (29%)	12,599,916人 (102%)

(中部国際空港(株)HP 発表資料より)

○中部国際空港 国際線旅客便の運航状況 (見込み)

航空会社	就航先	4/1時点	4/28見込
全航空会社	全就航先	全便運休	全便運休

(中部国際空港 HP を集計 4月27日午前10時現在)

○中部国際空港 国内線の運航状況 (見込み)

航空会社	就航先	4/1時点	4/28見込
全日本空輸グループ	札幌	3便/日	1便/日
	秋田	2便/日	1便/日
	仙台	2便/日	1便/日
	新潟	2便/日	運休
	成田	3便/日	運休
	羽田	1便/日	1便/日
	松山	2便/日	運休
	福岡	1便/日	運休
	長崎	2便/日	運休
	熊本	3便/日	運休
	宮崎	1便/日	運休
	鹿児島	2便/日	運休
	沖縄	2便/日	1便/日
	石垣	1便/日	運休
	宮古	1便/日	運休
計	28便/日	5便/日	
日本航空グループ	札幌	4便/日	2便/日
	成田	2便/日	運休
	羽田	2便/日	1便/日
	沖縄	4便/日	1便/日
	計	12便/日	4便/日

(次ページに続く)

航空会社	就航先	4/1 時点	4/28 見込
スカイマーク	札幌	2 便/日	1 便/日
	鹿児島	1 便/日	1 便/日
	沖縄	3 便/日	1 便/日
	計	6 便/日	3 便/日
スターフライヤー	福岡	4 便/日	3 便/日
	計	4 便/日	3 便/日
アイベックス	仙台	2 便/日	2 便/日
	松山	1 便/日	1 便/日
	福岡	1 便/日	1 便/日
	大分	2 便/日	2 便/日
	計	6 便/日	6 便/日
ソラシド・エア	宮崎	2 便/日	1 便/日
	鹿児島	2 便/日	1 便/日
	沖縄	2 便/日	1 便/日
	計	6 便/日	3 便/日
エア・ドゥ	札幌	2 便/日	1 便/日
	函館	1 便/日	1 便/日
	計	3 便/日	2 便/日
ジェットスター・ジャパン	札幌	2 便/日	運休
	福岡	3 便/日	運休
	鹿児島	2 便/日	運休
	沖縄	2 便/日	運休
	計	9 便/日	全便運休
エアアジア・ジャパン	札幌	1 便/日	運休
	仙台	1 便/日	運休
	計	2 便/日	全便運休
合計		76 便/日	26 便/日

(中部国際空港 HP を集計 4 月 27 日午前 10 時現在)

○ 県営名古屋空港の運航状況 (見込み)

航空会社	就航先	4/1 時点	4/28 見込
FDA	青森	3 便/日	運休
	花巻	3 便/日	運休
	山形	2 便/日	運休
	新潟	1 便/日	運休
	出雲	2 便/日	運休
	高知	2 便/日	運休
	福岡	4 便/日	運休
	熊本	2 便/日	運休
合計		19 便/日	全便運休

(航空会社発表資料を集計 4 月 27 日午前 10 時現在)

2020年4月22日(水)  
愛知県都市整備局交通対策課  
鉄道第一グループ  
担当 山田、清水  
内線 2386、2387  
ダイヤル 052-954-6126

## 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、 ゴールデンウィーク期間中に来県される方々への 名古屋駅での啓発活動及び検温の実施について

愛知県は名古屋市と連携し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、ゴールデンウィーク期間中に他県から来県する方々にJR名古屋駅において啓発活動と検温を行います。

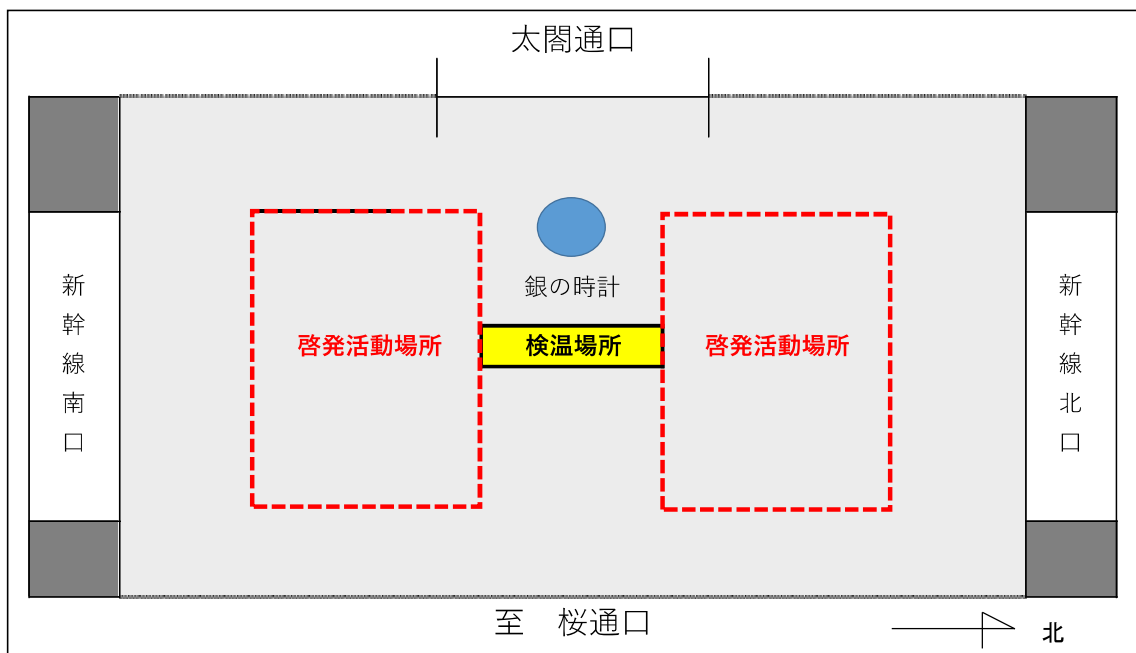
啓発活動では、来県後の不要不急の外出自粛等を呼びかけるとともに、検温を任意での協力のもとに実施し、発熱症状のある方に対して相談窓口の案内を行います。

### 1 実施期間・時間

2020年4月29日(水・祝)から5月6日(水・休)までの8日間  
各日とも午前11時から正午までの1時間

### 2 実施場所

JR名古屋駅新幹線改札口(北口・南口)前の2か所



### 3 実施方法

#### (1) 啓発活動

来県者に対して啓発チラシを配布し、不要不急の外出自粛、三つの密の回避、咳エチケットなどの感染症対策の協力をお願いします。

#### (2) 検温

ア 来県者に対して任意での協力のもと、非接触式の検温計により、体温をチェックし、検温の必要性を周知します。

イ 37.5度以上の体温が計測された方には、愛知県内の相談窓口の連絡先を案内します。

### 4 実施体制

愛知県及び名古屋市職員

### 5 取材について

実施初日の4月29日（水・祝）に、知事、愛知県議会議長及び副議長が啓発活動に参加します。

当日の取材を希望される方は、前日4月28日（火）正午までに、交通対策課へ別紙により御連絡ください。当日はマスク、報道腕章を着用のうえ、なるべく少人数による取材をお願いします。

※ 駅構内での活動のため4月29日以外の日の取材につきましてはお断りします。

### 6 撮影時の禁止事項

- ・指定された場所以外（改札内・ホーム・車内等）での撮影。
- ・移動しながらの撮影、脚立・三脚の使用、ケーブルをはわせる行為。
- ・その他、お客様の安全・流動の妨げになる行為。